

# ウィーン領事関係条約第36条の権利の法的性質とその侵害の法的帰結の関係 — 2019年 Jadhav 事件国際司法裁判所判決を素材として —

小野 昇平

## 目次

- I はじめに
- II Jadhav 事件 ICJ 判決と過去の事例との相違点
- III VCCR 第36条の権利の法的性質
- IV VCCR 第36条の権利の法的性質と違法行為の中止の態様
- V VCCR 第36条の権利の法的性質と原状回復の方法
- VI おわりに

## I はじめに

2019年7月に国際司法裁判所（以下、ICJ）が下した Jadhav 事件判決（インド対パキスタン）<sup>(1)</sup>は、ICJにおいて領事関係に関するウィーン条約（以下、VCCR）第36条の違反が問題とされた事例としては、1998年に付託されたウィーン領事関係条約事件（パラグアイ対アメリカ）（以下、Breard 事件）<sup>(2)</sup>、翌年1999年に付託された LaGrand 事件（ドイツ対アメリカ）<sup>(3)</sup>、2003年に付託された Avena その他のメキシコ国民事件（メキシコ対アメリカ）（以下、Avena 事件）<sup>(4)</sup>に続く、4件目の事例である。

Jadhav 事件において原告の主張する VCCR 違反の態様は、これまでの事件と同じく第36条に規定される領事との通信および接触に関するものであったが、後述するように、この判決は、先例では命じられなかった違法行為の中止が命じられている点、また先例でも命じられていた原状回復としての再審および再検討について、先例には見られない形で判決の履行のための「念押し」がなされている点で、先例とは異なる特徴を有している<sup>(5)</sup>。そしてこれらの特徴は、判決後のパキスタン国内における履行の態様と併せて、以下二つの点において、VCCR 第36条が規定する権利の

法的性質と当該権利の侵害の法的帰結との関係についてこれまで議論されてきた点に新たな視座を提供するものである。

一つは、VCCR 第36条1項に規定される権利の法的性質についてである。これまでの国際法学において、これが接受国と派遣国という国家間の権利義務を定めるにとどまるのか、あるいは派遣国の国民という個人の権利を定めたものか、そうだとしてもどこまでが個人の権利として認められるのか、さらにはその権利は人権としての性質を有するのか、といった点について研究が蓄積<sup>(6)</sup>しているが、この Jadhav 事件で ICJ が VCCR 第36条と「公正な裁判の原則（principle of fair trial）」の関係を明言した<sup>(7)</sup>ことから、この点についての議論は新たな局面を迎えたと言える。

そして二つには、このような VCCR 第36条の権利の法的性質が、当該権利の侵害の法的帰結とどのような関係にあるかという問題である。権利の法的性質がその侵害の法的帰結にも影響を与えうるということ自体は従来から指摘されていた<sup>(8)</sup>ところではあるが、Jadhav 事件判決における VCCR 第36条の法的性質についての ICJ の判断と、実際の判決の履行過程、すなわち違法行為の中止や原状回復のプロセスは、VCCR 第36条の権利の法的性質がその侵害の法的帰結に及ぼす影響につい

て、これまで必ずしも実証的に研究されてこなかった点を検討する際の貴重な素材となるのである。

以上のように、この Jadhav 事件 ICJ 判決およびその履行過程は、これまでの研究で十分な解答が得られてこなかったとされる<sup>(9)</sup>、VCCR 第36条1項の権利の法的性質および、その性質と当該権利の違反の法的帰結との関係について新たな検討の素材を提供するものであると言える。

このような問題意識から本稿ではまず、Jadhav 事件 ICJ 判決における違法行為の中止および原状回復に関する ICJ の判断を概観し、先例との違いと、そこから見出せる新たな問題点を明らかにする (II)。続いて、VCCR 第36条の権利の法的性質がいかなるものかについて、ICJ を含む国際裁判所の判例や学説から明らかにする (III)。それを前提として、VCCR 第36条の権利の法的性質が、ICJ 判決が命じた VCCR 第36条違反の違法行為の中止 (IV) および原状回復として ICJ が命じた Jadhav についてのパキスタン軍事裁判所判決の再審および再検討 (V) に対してどのような影響を与えたのかを明らかにしていく。

## II Jadhav 事件 ICJ 判決と過去の事例との相違点

この事件は、パキスタン国内において逮捕、拘禁されているインド国民 Jadhav が VCCR に定められる領事への通報の権利を告知されておらず、またインドの領事に対しても Jadhav の拘束を通報しなかったことが問題となった事例である。多様な論点を含む Jadhav 事件判決の中でも、本稿との関係で問題となるのは、上述のように、VCCR 違反という義務違反認定の後の、国家責任に関する ICJ の判断である。該当する主文は、主文(6)と(7)である。以下それぞれを引用する。

(主文(6))「15対1で、パキスタンイスラム

共和国は Kulbhushan Sudhir Jadhav 氏に対し、これ以上の遅滞なく、領事関係条約第36条に従って彼の権利について通告 (inform) し、インドの領事官 (Indian consular officers) に対し、彼との面接 (access) を提供する義務を負う。」<sup>(10)</sup>

(主文(7))「15対1で、本件における適切な賠償として、パキスタンイスラム共和国は、判決139、145そして146パラグラフを考慮に入れ、条約第36条に規定される権利の侵害の影響が重視されることを確保するために、その選択する手段によって、Kulbhushan Sudhir Jadhav 氏の有罪の判決と刑の宣告の実効的な再審および再検討を提供する義務がある。」<sup>(11)</sup>

主文(6)の判断は、インドが求める違法行為の中止の請求に基づいたものであり、このような判断は VCCR 違反が認定された先例である Avena 事件判決ではなされなかったものである<sup>(12)</sup>。Jadhav 事件では、パキスタンが VCCR 第36条の例外を主張し、Jadhav 本人への告知、インド領事機関への通報、Jadhav に対するインド領事の面会をいずれも拒否していた<sup>(13)</sup>ことから、現在進行形の違法行為の中止が義務付けられたのである。

次に主文(7)について見れば、再審および再検討を命じるという意味では、先例と大きく変わるところはないが、Jadhav 事件においては、主文において、このような再審および再検討は「実効的 (effective)」でなければならず、また、そのような再審および再検討は、VCCR 第36条に規定される権利の侵害の影響が重視されることを「確保するために (ensure)」なされなければならないと判断していることが特徴的である<sup>(14)</sup>。Avena 事件において ICJ は、主文においては「実効的」という表現を使用しておらず<sup>(15)</sup>、また再発防止の保証として将来的な違反が生じた場合の責任について判断した主文11においても、権利の侵害の影響が重視されることが「可能となるように (so as to allow)」と表現してお

り<sup>(16)</sup>、このような表現の違いが意味するところは興味深い。

Jadhav 事件において ICJ がこのように判断した理由は、この主文に至るまでの判決理由から見出すことができる。すなわち ICJ は主文(7)において、パキスタンは「判決139、145そして146パラグラフを考慮に入れ」て、再審および再検討を実施する義務がある旨を判示している。パラグラフ139およびパラグラフ146は Avena 事件やその解釈請求事件判決といった先例を引用し、再審および再検討について先例と同趣旨のことを述べただけであるが<sup>(17)</sup>、本稿の主題との関係では、パラグラフ145において ICJ が述べたところに着目する必要がある。

ICJ はこのパラグラフ145に至る前のパラグラフ141において、パキスタン法上、VCCR 第36条1項に規定される権利の侵害があったことを理由とする軍事裁判所の判決の再審が可能であるかは「不明確である」としている<sup>(18)</sup>が、パラグラフ145において、口頭弁論の中でパキスタン側弁護人が、軍事裁判所判決の通常裁判所による再審が可能だとした2018年のペシャワール高裁の決定を例に挙げて、パキスタンの高等裁判所 (High Court) は実効的な再審のための管轄権を有すると保証した (assured) と述べる<sup>(19)</sup>。ICJ は、このパキスタン弁護人の主張をいわば言質にとって、先に見たパラグラフ146の判断に至ったのであるが、ICJ が判決の履行を強く意識していることは見て取れる。

このように ICJ は、判決が適切に履行されることについての懸念から、Avena 事件判決よりもさらに強い表現で再審および再検討の実施を命じているのであるが、このパラグラフ145において ICJ は、もう一点、再審および再検討を行う際の条件を述べている。すなわち ICJ は、「いかなる再審および再検討においても公正な裁判の原則 (principle of fair trial) の尊重は非常に重要 (of cardinal importance)

である」とし、再審および再検討の過程で、「VCCR 第36条1項に規定される権利の侵害およびそれが含意する (implication for) 公正な裁判の原則が十分に検討され、適切に取り上げられる (addressed) べきである」と述べている<sup>(20)</sup>。

ICJ は、ここで援用した「公正な裁判の原則」の法源について述べていないが、インドは、VCCR 第36条の権利の人権としての性質および Jadhav の審理が行われたパキスタン軍事裁判所の手続の問題点を強調し、Jadhav の釈放を命じるよう ICJ に請求しており、そのために両当事国共に締約国となっている自由権規約第14条に定められる「公正な裁判を受ける権利」に繰り返し言及している<sup>(21)</sup>。ICJ はこのようなインドの主張について、本件の管轄権は VCCR の追加議定書に基づいており、自由権規約の違反については審理できないとしながら、条約法条約第31条3項(c)に基づいて、VCCR の解釈のために文脈とともに考慮に入れられると述べている<sup>(22)</sup>。このことから、ここで ICJ が援用した「公正な裁判の原則」は、自由権規約第14条に定められる「公正な裁判を受ける権利」を指すと考えられよう。

先例ではなされなかった、この「公正な裁判の原則」への言及は、再審および再検討の実現への懸念からなされたものと捉えられるが、本稿の主題である VCCR 第36条の権利の法的性質についての ICJ の新たな判断であり、またこれが言及された文脈から当然であるが、判決後の違法行為の中止および原状回復としての再審および再検討の段階でも問題となってくるものである。

以上のことから、ここで整理してきた Jadhav 事件の特徴は、VCCR 第36条の権利の法的性質、そしてそれがその侵害から生じる法的帰結にどのように関係するのかという問題についての貴重な分析素材を提供するものであるということが明らかになった。そこで III で

は、この分析視角となる VCCR 第36条の権利の法的性質についてのこれまでの議論を整理する。

### Ⅲ VCCR 第36条の権利の法的性質

本稿においてその権利の法的性質を問題とするのは、VCCR 第36条1項(a)および(c)であるが、これらの規定が定める権利があくまでも国家の権利であるのか、個人に権利を付与したものであるか、後者だとしてそれは人権としての法的性質を有するものであるかについて、すでに ICJ は LaGrand 事件において、VCCR 第36条が個人に権利を付与したものであると明言しており<sup>(23)</sup>、VCCR の規定はあくまで国家間の権利義務を定めたものであるとするそれまでの通説的見解とは異なる<sup>(24)</sup> 法的性質を有することを明らかにした<sup>(25)</sup>。また LaGrand 事件に先んじて出された1999年の米州人権裁判所の勧告的意見でも同様の判断がなされている<sup>(26)</sup>。それゆえ、VCCR 第36条が個人の権利を認めるものであることについては一応の決着がついていると言える<sup>(27)</sup>。しかしこの個人の権利が「人権」と性格づけられるものであるかについては従来から争いのあるところである<sup>(28)</sup>。

LaGrand 事件において原告ドイツは、VCCR 第36条1項の本国の領事との面接の権利およびこれについて告知される権利は、個人の権利を定めたものであるだけでなく、外国人の人権の一部であると主張し<sup>(29)</sup>、Avena 事件においてメキシコも、領事への通報および領事との面接の権利は刑事手続における適正手続の一部を構成する基本的人権であると主張していた<sup>(30)</sup>。Jadhav 事件においても原告インドは、「VCCR 第36条は適正手続の不可分の一部 (inextricable constituent)」であるとし、また、下記米州人権裁判所の勧告的意見に依拠し、領事との面接を拒否されてなされた裁判は、「適正手続」を定めた規範に合致していないことになるなどとして、VCCR 第36条

が人権としての性格を有することを主張していた<sup>(31)</sup>。

国際判例においてこの点を認めたとされるものとしては、1999年の米州人権裁判所の勧告的意見がある。裁判所は、VCCR 第36条が規定する領事との面接は、「派遣国国民の人権の保護に関する (concern) ものであり、その者の利益になり得るものである」として、VCCR が米州人権条約第64条に基づき当事国が勧告的意見を要請できる「人権の保護に関するその他の条約」に該当すると判断している<sup>(32)</sup>。さらに、VCCR 第36条1項(b)に規定される領事通報権についても、その違反は適正手続の保障を害するものである (prejudicial) とし、VCCR 第36条の権利が人権としての性格を有することを示唆している<sup>(33)</sup>。

学説においても、「今日の国際社会においては、特に国際人権法の展開によって、領事関係法の一部は重要な影響を受けている」<sup>(34)</sup> とし、「領事関係条約第三六条の規定は、人権条約上の適正手続の保障に関する規範と交錯しており、人権規範の性質を合わせ持っている」とする指摘もある<sup>(35)</sup>。逆に Peters は、VCCR 第36条から導かれる権利が人権であるという考えは、「ラテンアメリカ諸国においては広く認められている」と述べるにとどまり、VCCR 第36条が一般的に人権としての性格を持つものであることについては否定的である<sup>(36)</sup>。

この点、外国において拘束された個人に限れば、VCCR 第36条の権利は人権とみなされる余地は大きくなる。米州人権委員会は、VCCR 第36条1項(b)の下での領事通報の権利の告知をされる権利について、これが公正な裁判の基本的構成要素であるとし、その権利を尊重しないことが米州人権宣言第18条および第26条に定められる公正な裁判と適正手続の権利の侵害になると判断している<sup>(37)</sup>。また、国連人権理事会の移民の人権に関する特別報告者は、2008年の報告書において、

VCCR を拘禁に関する国際基準として参照しながら、被拘禁者に対する不適切処遇 (ill-treatment) の一例として、領事との接触ができないことを挙げ、個人の取り調べが、適正手続と領事の援助の下で行われるよう求めている<sup>(38)</sup>。

また VCCR 第36条の違反が他の人権条約の違反を導くことも様々な機会に明らかになっている。国連人権委員会はその一般的意見35において、拷問の防止、恣意的拘禁や身体の安全の侵害からの保護のために不可欠な条件として、領事との面接について通告される権利を挙げている<sup>(39)</sup>。同様に、一般的意見36において、VCCR に定められる領事との面会権の通告がないまま死刑を科されることは自由権規約6条1項に違反すると述べている<sup>(40)</sup>。また、同様の判断は欧州人権裁判所においてもなされている<sup>(41)</sup>。Peters は、「VCCR 第36条から導かれる権利は公正な裁判に関する人権に付随するものである (ancillary)」とし、刑事手続において VCCR、特に第36条1項(b)(c)の規定に違反することは、例えば自由権規約第14条1項などに定められる公正な裁判についての人権を侵害することになるとする<sup>(42)</sup>。

VCCR とは異なる国際文書においても、被拘禁者への領事面会権の通告、領事との通信および面接の権利が定められている<sup>(43)</sup>が、これらは刑事手続における適切な取り扱い (fair treatment) を確保するために、当該個人に権利を付与する規定であると述べられている<sup>(44)</sup>。EU においても、刑事手続における被拘禁者の権利に関する2012年と2013年の指令<sup>(45)</sup>のなかで、領事との接触の権利について知らされる権利 (2012年)、領事への通報および領事との面接の権利 (2013年) を認めている<sup>(46)</sup>。

ICJ はいずれの事件においても、このような主張に対して正面から回答していない。Avena 事件においては、VCCR の関連条文の文言も、条約の趣旨及び目的も、起草過程に

おける議論も、メキシコがこれらから導き出した結論を支持しないと述べており<sup>(47)</sup>、否定的な結論に至っているとも指摘されている<sup>(48)</sup>。Jadhav 事件においても、第36条1項(a)(c)については、領事がいこれらの規定で認められている Jadhav との面接や会話、法定代理人の選任を拒否していることが違法行為であると述べており、これらはいあくまでも領事の権利であると認識しているようにも見える<sup>(49)</sup>。

しかし Jadhav 事件において ICJ は、上述のように、VCCR 第36条と「公正な裁判の原則」の密接な関係を明らかにしている。そして以下2点から、このことは VCCR 第36条の人権としての性格を示唆するものであるようにも思える。まず ICJ は、原状回復としての再審および再検討がパキスタンの司法制度上可能であるかについての判断の中で、「公正な裁判の権利に沿わずになされた裁判に対してはあらゆる司法審査手続が常に可能である」とするパキスタンの主張を引用している<sup>(50)</sup>。ICJ がここで引用したパキスタンの主張は、パキスタン国内法によっても、VCCR 違反についての再審および再検討のための司法審査が可能であるとするものであり、パキスタンが述べる「公正な裁判の権利に沿わずになされた裁判」は VCCR 第36条に反してなされた裁判を意味する。それゆえ ICJ は、VCCR 第36条と「公正な裁判の原則」を同一視あるいは少なくとも密接に関連したものと捉えているようにも見える。

2点目として、ICJ は、先に触れたように (II)、VCCR 第36条が「公正な裁判の原則」を含意していること、再審および再検討が「公正な裁判の原則」に沿って行われなければならないことを明言していることも指摘できる。Avena 事件で ICJ は、再審および再検討で審理されるのはあくまでも VCCR という条約上の個人の権利の問題であり、「公正な裁判に不可欠な権利」や、「アメリカ連邦

憲法上の適正手続の権利」とは区別される旨を述べていたのであるが<sup>(51)</sup>、Jadhav 事件においてはこのような ICJ の考えを軌道修正し、VCCR 第36条が人権としての性格を有することを暗に示唆しているとも捉えられよう。

このように、VCCR 第36条については、少なくとも被拘禁者への領事面会権の通告、領事との通信および面接については、人権としての適正手続や、公正な裁判の権利の一部としての性格を有すると捉えることもできよう。そしてこのことは、以下述べるように、Jadhav 事件において判断された違法行為の法的帰結の具体的内容にも影響を及ぼす可能性がある。以下、違法行為の中止としての領事との面接の確保(IV)、原状回復としての再審および再検討(V)についてそれぞれ検討していく。

#### IV VCCR 第36条の権利の法的性質と違法行為の中止の態様

##### 1. 領事面接の態様に関する判決後の見解の相違

主文(6)において命じられた、Jadhav と領事との面接を認めていないという違法行為の中止、すなわちインド領事官による Jadhav との面接について、被告パキスタンは判決後、ICJ に命じられたところに従い、Jadhav 本人およびインド領事への通報とインド領事と Jadhav の接見交通の確保に向けて措置をとっている<sup>(52)</sup>。しかし、以下のように、パキスタンは提供したインド領事と Jadhav との面接の態様が不適切であるとして、インドはパキスタンを批判している。

インド外務省の報道官は、2020年7月16日の公式声明において、インド領事官と Jadhav の面接が不可欠であり、それは「秘密に (in privacy)、そしていかなるパキスタン当局の立ち会いも、録画や録音もなしに (without the presence of any Pakistani official or recording

by Pakistan)」行われなければならないと述べ、同日の領事官と Jadhav の面接は、このような条件を全く満たしておらず、威圧的な態度 (intimidating demeanour) のパキスタンの職員が Jadhav のごく近くに所在し、またカメラによる録画も行われていた様子であったとしてパキスタンを批判していた<sup>(53)</sup>。パキスタンはこれに対し、Jadhav は、妨害も干渉もされない領事面接 (unimpeded and uninterrupted consular access) を行ったと同日の声明で述べ、パキスタンは ICJ 判決に完全に従っているとする<sup>(54)</sup>。もっともパキスタンは、2019年9月2日に ICJ 判決を受けて Jadhav とインド領事との面接を認めた際には、パキスタン政府職員が同席していたことを明らかにしており、またこれが ICJ 判決に沿った形であるとしている<sup>(55)</sup>ことから、2020年の領事面接の際もパキスタン政府職員の同席があったとも考えられる。

事実関係に不明確な点は存在するが、インドの主張する「妨害も干渉もされない」態様の領事との面接は、ICJ の審理においてはどのように扱われていたのだろうか。

##### 2. 両国の主張と ICJ の判決

審理において原告インドは、パキスタン法に基づいて軍事裁判所判決を無効にし、通常裁判所 (civilian court) での通常法 (ordinary law) に基づく審理を命じることを要求し、そしてその際には、領事との完全な面接 (full consular access) を義務付けるよう、ICJ に申し立てている<sup>(56)</sup>。しかしここでいう「完全な面接」が具体的に何を指すのかは、審理における両当事国の主張からは見出すことができない<sup>(57)</sup>。ICJ の判決の中でも、Jadhav とインド領事との面接については、VCCR 第36条1項(a)および(c)に基づいて行われなければならないと述べられているだけである。

両当事国が明確に争点にしていなかった以上、ICJ がこの点について積極的に判断を下

する必要はなかったとも考えられるが、パキスタンの側がJadhavをスパイであると考えている<sup>(58)</sup>こと、それゆえに領事との面接を提供すること自体についても否定的な態度をとっていた<sup>(59)</sup>こと、原状回復としての再審および再検討については、当事国が争点としていたとはいえ、公正な裁判の原則に沿って行われなければならないとわざわざ述べ、VCCR第36条の権利が人権としての法的性質を有しうることを示唆していることに鑑みれば、違法行為の中止義務として領事との面接についても、これがVCCR第36条1項(a)および(c)に沿ってパキスタン国内において適切に実施されることを確保するために、もう一歩踏み込んだ判決を下す余地はなかっただろうか。

### 3. VCCR第36条1項の解釈

この点、VCCR第36条1項は、領事と被拘禁者との面接に接受国側が立ち会うことの是非について、少なくとも文言上は沈黙しており<sup>(60)</sup>、ICJが違法行為の中止として求める領事との面接の態様について判断することが可能であったかについては、安易に首肯はできない。

実際に、この点に関する各国の実行はさまざまである。例えば日本においては、法律上は未決拘禁者と弁護士等以外の者との面接については、(外国人に限らず)原則として立会、録音、録画がなされるものとされている<sup>(61)</sup>。領事面接については、アメリカ国民およびイギリス国民については特別条約の定めにより、職員の立会を行わないものとされている<sup>(62)</sup>が、その他の外国人については、法務省の通達により、原則として職員の立会を行わないこととされているものの、「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じるおそれ」や「罪証の隠滅等の結果を生ずるおそれ」などがある場合には、立会が認められるとされている<sup>(63)</sup>。アメリカにおいても同様に、

特別の二国間条約を締結した国の領事と国民の面接については秘密交通を認める義務があるが、それ以外の場合については「推奨されるが要請はされない」と説明されている<sup>(64)</sup>。イギリスにおいては、VCCR第36条1項(c)を反映した警察および刑事証拠規則(Police and Criminal Evidence Act)の7.3において、警察に留置されている国民と領事との面会は、警察職員の聴取が行われない場所で行われなければならないと定められている<sup>(65)</sup>。

一方、VCCR第36条1項(c)に定められる領事との通信の目的から、このような領事との秘密交通を肯定する論者は、被拘禁者は自らが被っている不当な取り扱い(mistreatment)について領事に訴えるかもしれないこと、接受国の警察などに知られば報復を受ける可能性のあるような否定的な発言を領事に対してするかもしれないこと、また、自身の犯罪について有罪又は無罪となることに影響するような発言を行うかもしれないこと、さらには政治的な迫害や国籍による差別を受けたと主張するかもしれないとして、領事面接における秘密性の確保の必要性を主張する<sup>(66)</sup>。被拘禁者が領事に対して訴えるかもしれないとされるこれらの事項はまさにインドがJadhavとの面接に関して指摘していた点である<sup>(67)</sup>。

また、上述のようにICJはVCCR第36条1項違反の原状回復としての再審および再検討について、「公正な裁判の原則」の尊重が非常に重要であると述べているのであるが、その再審および再検討の過程では、領事への通報も領事との面接もなかった状態で進行していった審理の過程で当該個人がどのような不利益を被ったかが審理されることになる。そのような審理が「公正な裁判の原則」を尊重した態様で行われるためには、領事との面接を経て選任された当該個人の代理人が、再審および再検討の審理においてその点について適切に主張を行うために必要な便宜が図られ

ることが必要となり、そこからインドの主張するような Jadhav との秘密交通の必要性も導かれると考えることもできよう<sup>(68)</sup>。このような、「公正な裁判の原則」を尊重した再審および再検討の前段階として、Jadhav とインド領事との秘密交通が VCCR 第36条1項(c)において求められるという考えは、先に触れたような、VCCR 第36条の権利を人権と捉える考え方と親和的であるように思える。

この点、VCCR 第36条(特に1項(c))が「公正な裁判の原則」や「適正手続の保障」といった人権の一部を構成するとし、これらと領事面接の目的を併せ読んだとしても、これらの抽象的な権利から明文に規定されていない領事との秘密交通を認める義務をも導き出すことが可能なのかという疑問はある。また領事との秘密交通を認める義務が VCCR とは別の二国間条約において定められていることが多いことから、各国はそのような義務が VCCR によって定められていると考えていないとも推察される。

しかし、秘密交通を認める義務についてのこのような消極的な考えに対しては、条約法条約第31条3項(c)に規定される「国際法の関連規則」として公正な裁判を受ける権利を規定する自由権規約第14条を考慮することで導きうると考えること<sup>(69)</sup>や、VCCR 第36条と人権の関連を ICJ が認めたように、これらの二国間条約締結後の国際人権法の発展にともなって、VCCR 第36条1項(c)の解釈も変容していったと考えることで、そのような義務が認められると解することも不可能ではない<sup>(70)</sup>。

実際にインドが主張するようにパキスタンが領事との秘密交通を認めなかったのかどうかの事実関係は必ずしも明らかでないが、少なくとも、以上検討してきたように、VCCR 第36条の権利が人権と位置付けられるかどうかは、違法行為の中止として、VCCR 第36条1項(a)(c)に基づいて領事との秘密交通が認

められなければならないかという問題に影響を与える可能性があるということは指摘できよう<sup>(71)</sup>。

## V VCCR 第36条の権利の法的性質と原状回復の方法

### 1. 問題の所在

VCCR 第36条の、被拘禁者への領事面会権の通告、領事との通信および面接の権利が人権としての「適正手続」や、「公正な裁判の権利」の一部としての性格を有すると解せるとしたとき、このことがその侵害の法的帰結に及ぼすもう一つの問題は、原状回復のあり方に関するものである。すなわち Jadhav 事件において ICJ は、原状回復として、従来から判示されてきた再審および再検討をパキスタンに命じたのであるが、上述のように、Jadhav 事件における判断はこれまでの LaGrand 事件や Avena 事件とは異なる点を有する。

詳細は前述したため、この点に関連する判決の特徴を簡潔に振り返っておくと、一つには、主文(7)において、再審および再検討は「実効的」でなければならないこと、また、そのような再審および再検討は、VCCR 第36条に規定される権利の侵害の影響が重視されることを「確保するために」なされなければならないと判断していることである。二つには、このような結論に至る過程において、再審および再検討の過程で、「VCCR 第36条1項に規定される権利の侵害およびそれが含意する公正な裁判の原則が十分に検討され、適切に取り上げられるべきである」と判断していることである。

その点に関連して二つの問題をここでは論じることとする。一つにはインドが主張するように、仮に VCCR 第36条が人権としての性質を有するものであれば、このような再審および再検討による原状回復ではなく、判決の無効や Jadhav の釈放などが命じられる可

能性があったのかということである。もう一つは、ICJが判決中で「公正な裁判の原則」に言及したことが、原状回復としての再審および再検討の義務にどのような影響を及ぼしたのかということである。

## 2. VCCR 第36条の人権としての性格と原状回復としての判決の無効化・釈放

一点目について、この事件においてインドはJadhavの釈放と軍事裁判所判決の無効を宣言することをICJに求めていたのであるが、そのような請求の論拠となったのが、VCCR 第36条の人権としての性質と、パキスタン軍事裁判所の審理への懸念から来る再審および再検討の実現可能性についての疑義であった。本稿では前者について検討する。

VCCR 第36条の人権としての性格については、陳述書の段階では、人権であることと釈放・無効をつなげる主張は明確にはなされていないが、抗弁書の最後において、命じられるべき救済はJadhavの釈放と判決の無効化であり、それを命じなければ、重大な犯罪の嫌疑で訴追され、死刑の宣告に直面した被告人の人権を守るためにICJに与えられた機能を大きく損なうことになることと主張している<sup>(72)</sup>。また口頭弁論においてインドは、VCCR 第36条の人権としての性質について大きく時間を割いて主張したのちに、この点は「望ましい原状回復の目的達成のための適切な救済の形成に死活的な影響を与える」と述べている<sup>(73)</sup>。ここでいう、「適切な救済」が、上記のようなJadhavの釈放と判決の無効化を示すことは明らかであり、インドの主張としては、VCCR 第36条の人権としての性質によっても、そのような救済の態様が求められると考えているのである。

このようなインドの主張に沿う実行としては、米州人権委員会の意見がある。委員会は、問題となった個人について、VCCR 第36条の違反から生じる、適正手続と公正な裁判

の保障の侵害に照らして、再審の機会を与えられるかまたは釈放されると述べている (be afforded a new trial or alternatively released)<sup>(74)</sup>。また、被拘禁者の権利に関する上述のEU指令(Ⅲ)を受けてEU加盟国の多くが、指令に定められる権利の侵害に対する救済として、判決の無効化を認めている<sup>(75)</sup>ことから、VCCR 第36条違反による権利侵害の救済としての判決の無効化も認められうるとする指摘もある<sup>(76)</sup>。国連国際法委員会も、国家責任条文の起草過程において、違法行為の中止の文脈ではあるが、拘禁されているのが人間であり、身体的および精神的な一体性 (integrity)、(当該個人の単なる経済的、生産的活動に加え) 個人の自由および尊厳についての不法な取り扱いによって被害を被ったという事実は、当該人物の釈放が強く求められるということ、道徳的にも (morally) 法的にも明らかにすると述べている<sup>(77)</sup>。

Jadhav事件においてRobinson判事も、その宣言の中で、VCCR 第36条違反が同時に自由権規約第14条に定める公正な裁判の権利の違反を構成するとして、それゆえ前者の違反は、例えば領事への通報などがなされなかったことによって、被拘禁者が弁護人を選任することができず、それが当該個人の刑の宣告に重大な (substantial) 影響を及ぼしたというような、根本的な (fundamental) 違反があった場合には、国内裁判所による判決の無効化が命じられうるし、また命じられるべきであると述べる<sup>(78)</sup>。同様に、VCCRから導き出される個人の権利が人権としての性質を有するという主張は、判決の無効化や被告人の釈放といった広範囲の (far-reaching) 救済を正当化する目的に適用のものであるとする論者もある<sup>(79)</sup>。その他、VCCRを離れ、個人の人権一般について、人権条約の実施機関の実行からは、個人の人権が侵害された場合に命じられる救済として、刑の停止や身体の釈放などが原状回復として命じられることが

あるとの指摘もある<sup>(80)</sup>。

しかし、不法な拘禁（unlawful detention）の場合には当該被害個人の釈放が命じられることは、欧州人権裁判所の実行の中では見られる<sup>(81)</sup>ものの、VCCR 第36条1項違反が一般に判決の無効や釈放を導くとする考えは、国際人権機関の制度（regime）や手続保障に関するEU法制度においては認められていないとの指摘もある<sup>(82)</sup>。実際に、原状回復としての判決の無効については、Avena事件においてメキシコも主張していたところであるが、上述のようにICJは、VCCR 第36条の人権としての性格に依拠するメキシコの主張を退け、違法行為を構成するのは裁判そのものではなく、領事への通報や領事との面会がなされなかったことであると、これを否定している<sup>(83)</sup>。Jadhav事件におけるICJの判断もこれを踏襲するものであった<sup>(84)</sup>。

確かに、国家責任法で求められる原状回復とは、違法行為が発生しなければ存在したであろう状態を再現することであり<sup>(85)</sup>、そのような原状回復の定義を前提とする限り、ICJが述べるように、VCCR 第36条違反の違法行為に対する原状回復は、領事への通報や領事との面会が認められていれば生じていたであろう状態を回復することである。それゆえ、VCCR 第36条の権利の法的性質が、仮にそれが人権として性格づけられたとしても、判決の無効や被告人の釈放という、通常とは異なる法的帰結を導くと考えることは難しいと言えよう。

### 3. 「公正な裁判の原則」への言及と原状回復としての再審および再検討

#### (a) 再審および再検討の実施に対するICJの懸念

ICJは、Avena事件においては、再審および再検討が裁判所においてなされなければならないと述べるにとどまったが、上述のようにJadhav事件においては、このような再審

および再検討についても、VCCR 第36条それ自体についても、「公正な裁判の原則」がそれらと密接な関係にあることを判決で明らかにしている。このような「公正な裁判の原則」への言及が、VCCR 第36条の権利の人権としての性格を示唆することは前述の通りであるが、このことはVCCR 第36条違反の原状回復としての再審および再検討にどのような影響を与えるのだろうか。この点は、両国の間で争点となっていたパキスタン軍事裁判所判決の再審および再検討の実現可能性の問題についてのICJの判断から見出すことができる。

すなわち上述のように（II）ICJは、最終的には再審および再検討という形での原状回復を命じたのであるが、パキスタンにおいてVCCR 第36条1項の違反を理由とした軍事裁判所判決の再審が通常裁判所でなされるかは「不明確である」と述べている。

ICJが「不明確である」と言わざるを得なかったのは、軍事裁判所判決に対する高等裁判所による司法審査に関するパキスタン憲法の規定、および同規定に関するパキスタン国内判例に理由がある。まず、高等裁判所の管轄権を定めるパキスタン憲法第199条は、その第3項において、パキスタンの軍に関するいかなる法律に規律される（subject to）人物でも、高等裁判所による救済を受けることはない旨を定めており<sup>(86)</sup>、これに従えば、軍事裁判所の審理に対しては、高等裁判所は司法審査のための管轄権を行使することができなくなり、軍事裁判所において審理され刑を宣告されたJadhavについても、高等裁判所による再審および再検討が不可能になる。インドはこの点を根拠にして、再審および再検討という原状回復の方法は不適当であると主張していたのである。

この点に対してICJは、パキスタンが提示していた2016年のパキスタン最高裁決定に触れる。同決定によれば、パキスタンの高等裁判所および最高裁判所は、戦地高等軍法会議

(Field General Court Martial) の決定に対する司法審査を行うことができるが、それは、裁判所が適切に構成されていない (*coram non iudice*)、あるいは管轄権がない場合、または不法であることや審理に悪意があった (*mala fides including the malice in law*) 場合に限りられるとされており<sup>(87)</sup>、さらに、憲法によって保障される基本的人権に反する法律は無効になると定めるパキスタン憲法第8条1項が、パキスタン軍法には適用されないとされている点を指摘する<sup>(88)</sup>。

ICJは、このようなパキスタン最高裁の決定やパキスタン憲法の規定を検討した結果、VCCR 第36条違反が、高等裁判所による司法審査の管轄権行使を可能にするかは「不明確である」と述べ、判決の履行についての懸念を表したのである<sup>(89)</sup>。

#### (b) パキスタンによる保証と「公正な裁判の原則」

しかしICJは、それでも最終的には再審および再検討による原状回復を命じている。そのような判断のカギとなったのが、2018年のペシャワール高裁の決定を援用するパキスタン側の主張であった。

ペシャワール高裁はこの2018年決定において、上述の2016年の最高裁判決で示された、高等裁判所または最高裁が軍事裁判所判決に対する司法審査を行うための条件について、その他の関連判例と併せて、(i) 証拠がない、(ii) 証拠が不十分、(iii) 管轄権がない、(iv) 事実および法についての悪意 (*Malice in Fact and Law*) の四つに再整理した。その上で、そこで司法審査の対象となっていたすべての軍事裁判所の判決について、自白の強要や証拠の捏造などがあったこと、審理自体が秘密に行われたことなどから、「証拠がない」、そして「事実および法についての悪意に基づく」ものであると判断した (para. 27)。結果として申立人の申し立ては認められ、軍事裁

判所による有罪判決と刑の宣告は破棄され、対象となった70名以上の個人の釈放が命じられたのである<sup>(90)</sup>。

パキスタンによればこの決定は、再審および再検討が実現可能であることの証拠となるものであるとされていたが、ICJはこの2018年決定がそのように評価できるかどうかについては判断せず、そのような決定があり、この事件で被告となったパキスタン政府が最高裁に上告を行い、最高裁で事件に係争中<sup>(91)</sup>であることに「留意」(take note) すると述べるにとどまった<sup>(92)</sup>。

このようにICJは、パキスタン国内法上、軍事裁判所判決の実効的な再審および再検討が可能であるという確証を得られなかったのであるが、それでもICJがパキスタンに命じたのは、再審および再検討であった。これを可能にしたのは、パキスタン側が口頭弁論において述べた以下の点である。すなわち、①パキスタン憲法において基本的人権として保障される公正な裁判の権利は「絶対的」かつ「剥奪されえないもの (cannot be taken away)」であること、そして②すべての裁判はこれに沿って行われること、さらに③それがかなわなければ司法審査が可能であること、その実例として上記の2018年のペシャワール高裁決定があり、この決定は、高等裁判所が実効的な再審および再検討のための管轄権を行使することの証拠であること、である<sup>(93)</sup>。

前述のように(II)、ICJはこのようなパキスタンの主張を、パキスタンにおいて高等裁判所が実効的な再審の管轄権を有することを「保証した」ものであると述べ、パキスタンの主張に理解を示す一方で、これがパキスタン憲法やその他国内法に明記されていることではないことから、これを全面的に信用することはせず、結果の義務としての再審および再検討義務<sup>(94)</sup>の履行方法についての選択肢はパキスタンに残されているとしつつも<sup>(95)</sup>、「公正な裁判の原則」に沿った実効的

な再審および再検討の実施を命じている<sup>(96)</sup>。これはそのような「結果」が確実に実現されるように、パキスタンの裁量の幅を狭める意図があったものと捉えられよう。この点は、ICJが立法による判決の履行に言及していること<sup>(97)</sup>からもうかがえる<sup>(98)</sup>。

このようなことから、Jadhav 事件において ICJ は、パキスタン国内における実効的な再審および再検討の実現に対する現実の不安を背景に、従来明らかにされてこなかった「公正な裁判の原則」と VCCR 第36条の密接な関係を明言し、VCCR 第36条の人権としての性格を示唆した。これにより、同条違反の原状回復としての再審および再検討の実施に関しても、これまで「実効的」などの言葉で表現されてきたその実施の際の条件あるいは指針が、より一層明らかになったと言えよう<sup>(99)</sup>。

#### 4. パキスタン国内における再審および再検討の実際

しかし、以上のような ICJ の判断は、被告国パキスタンにおける軍事裁判所判決の再審および再検討の過程において新たな問題を生じさせることとなった。

上述のように、ICJ での審理の時点でパキスタンは、仮に違法行為を認定されたとしても、現行の法の下で適切な再審および再検討が可能である旨を主張していたのであるが、判決を受けて2020年5月29日にまず大統領令の形で、ICJ 判決を履行するために Jadhav に高等裁判所による再審および再検討の権利を付与することとした<sup>(100)</sup>。その後、これを法律の形に改めるため、パキスタンの国会における審理がなされ、最終的に履行立法が2021年12月4日に公布された<sup>(101)</sup>。

これにより少なくともパキスタンの国内法上は、ICJ 判決の再審および再検討が可能となり、それゆえ ICJ の懸念は杞憂に終わったようにも思えるが、実際には Jadhav の再審および再検討はいまだ途上であり、本稿執筆

時点までのそのプロセスの中にも、VCCR 第36条の法的性質が何かという点と関連する問題が生じている。

この問題を検討するにあたって、まずは Jadhav に対する再審および再検討のプロセスの現状を整理しておく。報道によれば、2020年7月22日に、上述の大統領令を受けて、パキスタン政府がイスラマバード高裁に再審および再検討を申し立て、Jadhav の代理人 (legal representative) の選任を求めたことにより、再審および再検討の手続が開始されることになったが<sup>(102)</sup>、2022年5月20日現在、Jadhav に領事面接が与えられなかったことがどのように軍事裁判所における判決に影響を与えたのかなどの実質面の審理には未だ至っていない。

申立を受けてイスラマバード高裁は、2020年8月3日の命令において、Jadhav に軍事裁判所判決の再審および再検討のための法的権利 (statutory rights) を与えることは、ICJ が判決において示した懸念 (concern) に沿う (attended to) ことになるとし、パキスタン政府に対し、Jadhav に対して関連する権利について改めて通知すること、特に法的救済を得る権利を伝えなければならないこと、さらにインド政府に対して Jadhav のために必要な援助 (arrangement) を行うことができることを伝えることを命じ、そして Jadhav の公正な裁判を受ける権利が尊重されることを自ら確認している<sup>(103)</sup>。ここで「必要な援助」とは、Jadhav の代理人をインドが選任することを含むとされ、この命令がインドに伝達されることで、審理が進むかと思われた。

しかし同年9月3日の命令において、インドも Jadhav 自身も、大統領令、8月3日の命令および Jadhav の権利について適切に伝えられたにもかかわらず、イスラマバード高裁の再審および再検討手続に参加しようとしないう旨が司法長官から述べられ、高裁は ICJ 判決に従った実効的な再審および再検討を実現

するために、インドに対して改めて Jadhav の代理人を選任するよう伝えることをパキスタン政府に命じた<sup>(104)</sup>。

インド政府は、このような高裁の命令を受けてもなお、再審および再検討の過程に参加しようとしていないが、そこには ICJ 判決が求める再審および再検討の詳細についてのインド側の見解がある。同命令後の記者会見においてインド外務省の報道官は、「パキスタンは ICJ 判決をその文言及び精神に則って尊重する必要がある、そしてこれは、(Jadhav の軍事裁判所判決における審理の)すべての関連文書の提供、Jadhav との立会のない形での領事面接の提供をしなければならないことを意味する。さらに、自由かつ公正な裁判の確保のためにはインド国籍の (Indian) 法律家または勅撰弁護士 (Queen's Counsel) の選任が求められる」と述べ<sup>(105)</sup>、パキスタン側の姿勢を批判している。

イスラマバード高裁は同年10月6日の命令において、このままインドが Jadhav の援助等を行わない場合に ICJ 判決を履行することができるかどうかを検討するため、ICJ が判決の146項において述べた「実効的な再審および再検討」や「結果の義務」(「当該結果の義務が」無条件 (に履行されなければならない)) という言葉の意味を明らかにするように司法長官に指示し、さらに口頭弁論を延期する旨を決定した<sup>(106)</sup>が、その後もインドは同様の主張を繰り返している<sup>(107)</sup>、イスラマバード高裁も審理の延期を繰り返している<sup>(108)</sup>。これは2021年12月に上記履行立法がなされてからも変わっていない。インドはパキスタンを ICJ 判決を履行するために十分な措置をとっていないとし<sup>(109)</sup>、イスラマバード高裁も自ら弁護士を選任するなどの措置は取らず、2022年4月13日の最新の命令においてもインド政府に呼びかけを続けているという状況である<sup>(110)</sup>。

3. において述べたように、ICJ が「公正な裁判の原則」に沿った再審および再検討を

命じたことは、先例でも述べられていた「実効的な」という言葉に含意されている要素をより明確にし、当事国による判決の適切な履行を確実なものとする趣旨であったと捉えられる。また、ICJ はこの事件において VCCR 第36条と「公正な裁判の原則」の密接な関係に言及し、VCCR 第36条が個人の権利を定めていることに加え、これが人権としての性質を有することも示唆したが、現実の履行の状況は以上概観してきたとおりである。ICJ が判断した再審および再検討の在り方については判決を経てもその詳細が不明確な点が残されており、これが両国の見解の相違を生み、再審および再検討の実現を妨げているとも言える。

しかし、実際の再審および再検討の過程において、その「公正な裁判の原則」との密接な関係が具体的にどこまでのことを求めるのかは、VCCR 第36条の文脈を離れた「公正な裁判の原則」一般についても、解釈の余地は当然存在しよう。Jadhav 事件のようなケースにおいて判決の履行は被告国のみによって実現することはできず、パキスタンが実際に判決を履行するためにはインドの対応が不可欠である。このような場合に、判決の履行に対して適切な協力を行う義務も、国連憲章第94条によって両国に対して求められるところである<sup>(111)</sup>。本件は Jadhav 個人の権利が問題となった事例であり、VCCR 第36条が定める個人の権利が人権としての性格を有しうることも前述の通りである。両当事国はこれらの点を踏まえて、誠実に判決の履行に向けた協力を行っていく必要があるだろう<sup>(112)</sup>。

## VI おわりに

以上本稿においては、VCCR 第36条の権利の法的性質がその違反の法的帰結に及ぼす影響を検討してきた。II で整理したように、本稿の主たる検討素材である2019年の Jadhav 事件 ICJ 判決は、VCCR 第36条の違反が争わ

れた先例を踏襲しながら、特に違反の法的帰結としての原状回復に際して、先例でも述べられてきた再審および再検討の過程において「公正な裁判の原則」が重要視されることを明言している。このことは、IIIで検討したように、VCCR第36条が個人の権利を定めるという従来の解釈をさらに発展させ、同条の権利の人権としての法的性質をICJが認めたものとも解することができる。そして、VCCR第36条が人権としての性質を有するかどうかは、IVで検討したように、違法行為の中止としての領事面接の態様や、Vで検討したように、原状回復としての再審および再検討の在り方にも大きく影響を及ぼし得ることが明らかとなった。

V4. で述べたように、実際には判決の履行はまだ途上であり、ICJが命じたJadhavの権利侵害に対する救済が実現するかは不透明な状況を脱していないが、ICJが示唆したように、VCCR第36条は人権としての法的性質を有するか、あるいは少なくとも「公正な裁判の原則」という人権と密接な関係にあることは確かであり、ICJが明確にしなかった、この「公正な裁判の原則」に沿ったあるべき手続の形を、両国が今後模索していく必要があると言えよう。

本稿の最後に、これらの検討がVCCR第36条の文脈を離れて一般国際法に及ぼし得る影響と残された課題について触れておくこととする。すなわち、すでに各所で指摘されているように、近年の国際人権法の発展は、国際法の様々な分野において当該分野の法規範の性格や射程に大きな影響を及ぼしており<sup>(113)</sup>、本稿で検討したVCCR第36条と「公正な裁判の原則」との密接な関係もその一例に位置付けることができる。この点との関係で着目されることは、Jadhav事件においてICJが「公正な裁判の原則」に言及しているのが、原状回復としての再審および再検討の文脈だったことである。無論これはVCCR第

36条自体の法的性質から導かれたものではあるが、国家責任法上の原状回復義務に対する人権法の影響をICJが認めたものとも考えられる<sup>(114)</sup>。VCCRの文脈を離れて、違反を認定された国際義務が人権としての性質を持つことが、その違反の法的帰結の具体的内容にどのように影響を及ぼすのかは、ICJの事例はもとより、各種人権裁判所や人権条約機関の事例と合わせて今後検討される必要がある。

また、ICJはその判決や勧告的意見を通じて様々な形で人権の保護に携わってきたとされ、「人権が個人の権利であることを踏まえて人権の侵害に対する法的効果を検討し、人権保護義務に関する国家間の権利義務の性格を再構成しようとする傾向」も指摘されている<sup>(115)</sup>。Jadhav事件における判断が、ICJによる人権保護の文脈においても、新たな視座を提供するものであるかについても、他の事例と併せて検討されるべき重要な課題である。

#### 注

- (1) Jadhav (India v. Pakistan), Judgment, *I.C.J. Reports 2019*, p. 418. [Hereinafter, Jadhav case.]
- (2) Breard (Paraguay v. United States of America), Order, *I.C.J. Reports 1998*, p. 248.
- (3) LaGrand (Germany v. United States of America), Judgment, *I.C.J. Reports 2001*, p. 466.
- (4) Avena and other Mexican Nationals (Mexico v. United States of America), Judgment, *I.C.J. Reports 2004*, p. 12. [Hereinafter, Avena case.]
- (5) Jadhav事件判決の相違点を全般的に指摘した評釈はすでに散見されている。邦語の評釈として、石塚智佐「国際司法裁判所ジャダヴ事件（インド対パキスタン）（判決・2019年7月17日）」東洋法学63巻3号(2020年)209頁。外国語のものとしては、以下参照。A. Trivedi, "The ICJ's Jadhav Judgment and Its Implications for Pakistan and India under International Law", *Asian Journal of International Law*, Volume 11, Issue 1, (2021), p. 13; M. Arra, "A Commentary on the Kulubuhshan Jadhav case – Explaining the Rules of the Vienna Convention on

- Consular Relations”, *NUJS Law Review*. Vol. 13, (2020), p. 1; R.Ritu, A. Kumar, “The Right to Consular Access in Light of Kulbhushan Jadhav Case”, *International Journal of Legal Science and Innovation*, vol. 2, issue 1, (2020), p. 520, etc..
- (6) 関連研究は多数あるが、ここでは代表的なものとして、以下の邦語文献のみを挙げておく。吉原司「接受国による保護義務及び責任の範囲について：領事関係条約第三六条の個人の『権利』との関連で」関西大学法学論集56巻1号（2006年）183頁、北村泰三「国際人権法と領事関係条約の交錯について—外国人被拘禁者に対する領事面会権の保障の意義—」法学新報109巻5・6号（2003年）109頁。
- (7) Jadhav case, *supra* note 1, p. 458.
- (8) 薬師寺公夫「国際司法裁判所による個人の権利の認定とその法的効果に関する覚書（1）」立命館法学355号（2014年）294頁。
- (9) 吉原「前掲論文」（注6）224頁。
- (10) Jadhav case, *supra* note 1, p. 460.
- (11) *Ibid.*
- (12) Avena 事件においては、問題となっていた個人が52名と多く、メキシコは、アメリカにおいては外国人を逮捕し、取り調べをした場合に、それについて領事へ通報しないことが常態化しているために生じた違法行為であるとして、現在進行形の違法行為の中止を請求していたが、ICJは問題の52名についてVCCR第36条違反の違法行為が継続していることをメキシコは証明できなかったとして、このような請求を退けている。Avena case, *supra* note 4, pp. 67-68.
- (13) Jadhav case, *supra* note 1, p. 454.
- (14) *Ibid.*, p. 460.
- (15) Avena case, *supra* note 4, pp. 65-66.
- (16) *Ibid.*, p. 73.
- (17) ここでICJが「必要な場合は適切な立法を含む」と述べている点は、これまでのVCCR関連の事例には見られなかった点であるが、2012年の国家の裁判権免除事件判決においてICJは、被告イタリア国内におけるドイツの免除を認めるために、立法を促していた。Jurisdictional Immunities of the State (Germany v. Italy: Greece intervening), Judgment, *I.C.J. Reports 2012*, p. 155.
- (18) この点についてパキスタンの任命した特任裁判官であるJillaniは、パキスタン国内の司法制度について不明確な点があるのであれば、ICJ規則第62条に基づき当事国にその点について説明をさせるべきであったとし、ICJの判断を批判する。Dissenting Opinion of Judge ad hoc Jillani, Jadhav case, *supra* note 1, p. 548.
- (19) *Ibid.*, p. 458.
- (20) *Ibid.*
- (21) Jadhav case, Memorial of India, pp. 79-83; Public sitting held on Monday 18 February 2019, at 10 a.m., at the Peace Palace, President Yusuf presiding, in the Jadhav case (India v. Pakistan), Verbatim Record, CR 2019-1, pp. 34-47 [Heirinafter, CR 2019-1]; Public sitting held on Wednesday 20 February 2019, at 3 p.m., at the Peace Palace, President Yusuf presiding, in the Jadhav case (India v. Pakistan), CR 2019-3, pp. 34-35; Jadhav case, *supra* note 1, pp. 426-427.
- (22) Jadhav case, *ibid.*, pp. 454-455.
- (23) LaGrand, *supra* note 3, p. 494.
- (24) その意味でのICJによる判断のインパクトについては、吉原「前掲論文」（注6）184頁、薬師寺「前掲論文」（注8）24頁、A. Peters, *Beyond Human Rights: The Legal Status of Individual in International Law*, (2016), pp. 348-360.
- (25) LaGrand 事件およびAvena 事件においては一部の判事がこのような見解に否定的な態度を示しているが（Separate Opinion of Judge Shi, LaGrand, *supra* note 3, pp. 518-524; Dissenting Opinion of Judge Oda, *ibid.*, pp. 26-27; Declaration of President Shi, Avena case, *supra* note 4, p.74）、Jadhav 事件においては、VCCR第36条が個人の権利を規定していることについての異論は、少なくとも判事の宣言、個別・反対意見などから見出すことはできず、逆にRobinson判事とCançado Trindade判事は、VCCR第36条が人権としての性格を有すると述べている。Declaration of Judge Robinson, Jadhav case, *supra* note 1, p. 510; Separate Opinion of Judge Cançado Trindade, *ibid.*, p. 462.
- (26) Inter-American Court of Human Rights, Advisory Opinion OC-16/99, The Right to Information on Consular Assistance in the Framework of the Guarantees of the Due Process of Law, (1999). [Hereinafter, IACtHR case.]
- (27) なお、LaGrand 事件や米州人権裁判所が、VCCR第36条が個人の権利を定めていることを認めたこ

とについては VCCR 第36条の法的性質の問題を超えて、個人の国際法主体性についての議論一般にも波及するものである。すなわち、個人は VCCR の違反を国際法平面において直接執行することはできず、個人が自身の国際法上の権利を執行する手続があることが個人の国際法上の権利の条件であるとする「従来の通説」によれば「個人の国際法上の権利は認められないはず」であり、国際法上の個人の権利に関するこれまでの議論を転換させる可能性を持つものであるとの指摘もある。葉師寺公夫「トランスナショナルローの現代的意義」世界法年報21号（2002年）25頁。米州人権裁判所も、VCCR 第36条のそのような解釈について、これが「国際法の伝統的主体概念の注目に値する前進 (notable advance)」であると述べている。IACtHR case, *ibid.*, para. 82.

(28) LaGrand 事件における個人の国際法上の権利の認定は、当該権利が侵害された場合に、加害国はその個人との関係でも国家責任を負うのかという議論をも引き起こした。ICJ が命じる違法行為の中止や原状回復は国家責任法上の違法行為の法的帰結であり、VCCR 第36条が個人に権利を付与したものであっても、国家責任条文上は、その違反について国家責任法上の義務を加害国が負う相手は被害国であり、当該個人ではない。しかし違法行為の中止として命じられているのは、VCCR 第36条に基づく領事との面会であり、原状回復として命じられているのも個人の裁判の再審および再検討である。そうすると、違反の段階では個人の権利であったものが、国家責任の文脈では個人の権利ではなくなるという矛盾が生じる。葉師寺教授はこの点をとらえ、「ラグラン判決が個人の国際法上の権利は個人が利用できる国際手続の有無に拘らず存在することを認めたのであれば、国際法上の権利を侵害された個人が国際違法行為国から賠償を受ける権利も、個人が責任を援用できる国際手続の有無に拘らず、国家責任の内容を規律する第二次規則によって規律されうると考えられる。」と指摘する。葉師寺「前掲論文」(注8)315頁。また Peters, *supra* note 24, pp 368-369も参照。

(29) LaGrand, *supra* note 3, p. 493.

(30) Avena case, *supra* note 4, p. 60.

(31) Jadhav case, Memorial of India, pp. 7, 10, 11, 44, et. seq; Reply of India, pp. 28, 33; CR 2019-1, pp. 26, 35-36, 39-46. ただし、インドは陳述書の申し立て

部分においては、VCCR 第36条の違反が自由権規約14条の違反を引き起こす旨の主張を行っており、その意味では人権規定としての自由権規約と VCCR 第36条を区別しているようにも見え、VCCR 第36条の権利を人権と位置付けているかについては、若干不明確な点も残る。Jadhav case, Memorial of India, p. 91.

- (32) IACtHR case, *supra* note 26, para. 87.
- (33) *Ibid.*, para. 134.
- (34) 北村泰三「前掲論文」(注6)144頁。
- (35) 同上、143頁。
- (36) Peters, *supra* note 24, p. 360.
- (37) Inter-American Commission of Human Rights, Martinez Villareal v. United States, Case No. 11.753, Report No. 52/01 of 10 October 2002, paras. 84, 89.
- (38) Special Rapporteur on the Human Rights of Migrants, Report on Promotion and Protection of all Human Rights, Civil, Political, Economic, Social and Cultural Rights, including Right to Development, 25 February 2008, A/HRC/7/12, paras. 44, 71.
- (39) Human Rights Committee, General Comment No 35: Article 9 (Liberty and security of person), 16 December 2014, CCPR/C/GC/35, para. 58.
- (40) Human Rights Committee, General Comment No 36 on Article 6 of the International Covenant on Civil and Political Rights, on the Right to Life, 30 October 2018, CCPR/C/GC/36, para. 42.
- (41) El-Masri v. the former Yugoslav Republic of Macedonia, Application No 39630/09, Merits and Just Satisfaction, 13 December 2012 (Grand Chamber) (European Court of Human Rights, 2012b); Lebois v. Bulgaria, Application No 67482/14, Merits and Just Satisfaction, 19 October 2017 (European Court of Human Rights, 2017). この点を整理したものとして、E. W. Petit de Gabriel, "Intertwining consular and human rights law: a european contribution to the humanisation of international law", *Espaço Jurídico Journal of Law*, vol. 22, no.1, (2021), pp. 21-25.
- (42) Peters, *supra* note 24, pp. 360, 363-365. 同様の指摘として、M. Mennecke, "Towards the Humanization of the Vienna Convention of Consular Rights — The LaGrand Case Before the International Court of Justice", *German Yearbook of International Law*, vol. 44, (2001), pp. 452-455.

- (43) 条約の中でその旨を規定しているものとしては、拷問等禁止条約第6条3項、強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約第17条2項(d)、国家代表等に対する犯罪防止条約第6条2項、移住労働者の権利に関する条約第16条7項がある。その他条約以外の国際文書については、L. T. Lee, J. B. Quigley, *Consular Law and Practice*, (3rd ed., 2008), pp. 166-167, 172-173; 北村「前掲論文」(注6)116-121頁参照。なお、人権としての性格についてではなく、スパイであっても領事通報の権利などを享受することを指摘する文脈ではあるものの、Jadhav 事件における岩澤判事の宣言においても、各種のいわゆる対テロ条約(anti-terrorism convention)において、領事等と遅滞なく連絡を取る権利や領事等の訪問を受ける権利が定められていることが指摘されている。Declaration of Judge Iwasawa, Jadhav case, *supra* note 1, pp. 521-522.
- (44) Lee & Quigley, *ibid.*, p. 167.
- (45) Directive 2012/13/EU of the European Parliament and of the Council of 22 May 2012 on the right to information in criminal proceedings, [2012] OJ L142/1; Directive 2013/48/EU of the European Parliament and of the Council of 22 October 2013 on the right of access to a lawyer in criminal proceedings and in European arrest warrant proceedings, and on the right to have a third party informed upon deprivation of liberty and to communicate with third persons and with consular authorities while deprived of liberty, [2013] OJ L294/1.
- (46) これらの EU 指令の発出に至る経緯等については、Petit de Gabriel, *supra* note 41, pp. 29-33参照。
- (47) *Ibid.*
- (48) Peters, *supra* note 24, p. 359.
- (49) Jadhav case, *supra* note 1, pp. 450-451.
- (50) *Ibid.*, p. 458.
- (51) Avena case, *supra* note 4, p. 65.
- (52) Ministry of Foreign Affairs of Pakistan, "Pakistan provides consular access to India for Commander Jadhav", (2 September 2019), available at, <https://mofa.gov.pk/pakistan-provides-consular-access-to-india-for-commander-jadhav/>.
- (53) Ministry of External Affairs of India, "Official Spokesperson's statement on the matter of Shri Kulbhusan Jadhav", (July 16, 2020), available at, [https://www.mea.gov.in/response-to-queries.htm?dtl/32833/Official\\_Spokespersons\\_statement\\_on\\_the\\_matter\\_of\\_Shri\\_Kulbhusan\\_Jadhav](https://www.mea.gov.in/response-to-queries.htm?dtl/32833/Official_Spokespersons_statement_on_the_matter_of_Shri_Kulbhusan_Jadhav).
- (54) Ministry of Foreign Affairs of Pakistan, "Pakistan provides second consular access to Commander Jadhav", (16 July 2020), available at, <https://mofa.gov.pk/pakistan-provides-second-consular-access-to-commander-jadhav/>.
- (55) Ministry of Foreign Affairs of Pakistan, "Pakistan provides consular access to India for Commander Jadhav", (2 September 2019), available at, <https://mofa.gov.pk/pakistan-provides-consular-access-to-india-for-commander-jadhav/>.
- (56) Jadhav case, Memorial of India, p. 88.
- (57) この点については、パキスタンの側が、訴訟係属前から、Jadhav への領事による援助は、Jadhav の事件に関する捜査にインドが協力することが条件であると主張し(Jadhav case, *supra* note 1, pp. 428-429.)、インドは領事への面接にそのような条件(condition)を付けることを批判していたという経緯があり(*Ibid.*, p. 449-451.)、このことから、再審および再検討を実施するにあってもそのような条件を付けない、という意味での完全な(full)形を求めているとも考えられる。
- (58) Jadhav case, *supra* note 1, p. 427.
- (59) *Ibid.*, p. 437 et. seq.
- (60) VCCR 第36条と同様の領事面会権を定めた各種国際条約等(前掲注45)も、この点を明記しているものはない。
- (61) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第116条。
- (62) 日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約(昭39条約16)第16条1項;日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の領事条約(昭40条約22)第23条2項。
- (63) 平成19.5.29. 矯正3334矯正局長通達「矯正施設における領事関係条約に関する事務について(通達)」。ただし、録音および録画については、同通達5(1)カ(エ)において「面会状況の録音又は録画は行わないこと」とされている。なお、警察実務研究会「クローズアップ実務 地域警察官のための不良外国人の捜査要領(完・第9回) 領事機関への通報」警察公論63巻8号(2008年)52頁においては、アメリカ、イギリス以外の国籍の者については「面会の日時、場所、回数及び1回当たりの時間を制限したり、面会に警察官及び通訳人

- を立ち合わせること等の措置を執ることができ  
る。」と記述されている。
- (64) United States Department of State, *Consular Notification & Access (CNA)*, (5th ed., 2018), p. 33.
- (65) United Kingdom, Police and Criminal Evidence Act 1984 (PACE), CODE C, 7.3.
- (66) Lee and Quigley, *supra* note 43, p. 151.
- (67) 上述のインド外務省の声明によれば、Jadhav は、自身の裁判の再審を申し立てないように何度も脅迫されていたとされている。Ministry of External Affairs of India, (July 16, 2020), *supra* note 55.
- (68) Robinson 判事はその宣言において、領事が外国で拘禁されている自国民に対して法的代理人 (legal representation) を用意することができなければ、公正な裁判の原則を定める自由権規約第14条に規定される7つの権利はいずれも実現しないだろうと述べている。この見解も、領事との面接と、公正な裁判の原則に基づいて実施されなければならないとされる再審および再検討との密接な関係を示すものであろう。Declaration of Judge Robinson, Jadhav case, *supra* note 1, p. 514.
- (69) Robinson 判事は前注の指摘をするにあたって、VCCR 第36条を解釈する際の「国際法の関連規則」として自由権規約第14条を参照している。Ibid., p. 510. また後述するようにICJも、原状回復としての再審および再検討において公正な裁判の原則が尊重されなければならないと判断するにあたって、条約法条約第31条3項(c)に言及している。Ibid., pp. 454-455.
- (70) いわゆる「条約の発展的解釈」と呼ばれる解釈である。「発展的解釈」とは、条約解釈は現時点の状況に基づいて行うべきであり、状況が異なれば解釈も変わることを指すとされる。この点については、酒井啓亘、寺谷広司、西村弓、濱本正太郎『国際法』（有斐閣、2011年）294-295頁；中野徹也「条約の発展的解釈－通行権事件」森川幸一、兼原敦子、酒井啓亘、西村弓（編）『国際法判例百選 [第3版]』（有斐閣、2021年）124-125頁参照。
- (71) なお、国家責任法上の違法行為の中止義務が、存続している一次規範—ここではVCCR第36条1項(a)(c)—に基づく義務の効果であることを考えれば、違法行為の中止として義務付けられた内容は（義務の法的根拠は国家責任法であるが）その一次規範の内容になる。J. Crawford, *The International Law Commission's Articles on State Responsibility: Introduction, Text and Commentary*, (2002), pp. 196-197. この文脈でJadhav事件において違反とされたのは「領事との面会を認めなかったこと」であり、そのような不作為の中止はまずは「領事との面会を認めること」であると考えることが自然であるが、上述のように、Jadhav事件判決後のインドとパキスタンの見解の相違とされる点は、その先にあった。不作為による違法行為の中止として一次規範に基づく作為義務を課すときに、その一次規範の義務の内容について、判決後にICJが（あるいは当事国も）想定していなかった解釈上の問題が生じたということである。この点は、ICJ判決を通じて不作為による違法行為の中止が命じられる場合の避けがたい難点であるとも思える。
- (72) Jadhav case, Reply of India, p. 54.
- (73) CR 2019-1, p. 46. パキスタンの側もインドの主張をそのように捉えている。Public sitting held on Tuesday 19 February 2019, at 10 a.m., at the Peace Palace, President Yusuf presiding, in the Jadhav case (India v. Pakistan), CR 2019-2, p. 49.
- (74) Cesar Fierro v. United States, Inter-American Commission of Human Rights, Report No. 99/03, (2003), para. 42.
- (75) A. Soo, “(Effective) Remedies for a Violation of the Right to Counsel during Criminal Proceedings in the European Union: An Empirical Study”, *Utrecht Law Review*, Volume 14, Issue 1, (2018), p. 42.
- (76) Petit de Gabriel, *supra* note 41, pp. 31-32. Petit de Gabrielは、上記Sooの研究を引用しこのように述べているが、Sooの研究は、厳密にはEU加盟国に対しEU指令に反して「弁護人 (counsel)」との面会なしに刑事手続が進められた場合の救済の態様を問うて回答を得たものを整理したものであり、領事面会について判決の無効化を各国が認めていることを示すものではない。Petit de Gabrielは、この点につき、各国の回答は指令に定められるすべての権利の侵害について同様に言えるとして、VCCR第36条違反の救済として判決の無効が認められていると述べているのである。
- (77) *Yearbook of International Law Commission 1993*, vol. II, part.2, p. 56. See also, W. J. Aceves, “The Vienna Convention on Consular Relations: A Study

- of Rights, Wrongs, and Remedies”, *Vanderbilt Journal of Transnational Law*, vol. 31, Issue 2, (1998), pp. 310-312.
- (78) Declaration of Judge Robinson, Jadhav case, *supra* note 1, pp. 514-515.
- (79) Peters, *supra* note 24, p. 373.
- (80) 葉師寺「前景論文」(注6)322頁。
- (81) Assanidze v. Georgia, European Court of Human Rights, Judgement of 8 April 2004, paras. 202-203.
- (82) Petit de Gabriel, *supra* note 41, p. 43.
- (83) Avena case, *supra* note 4, pp. 58-61.
- (84) Jadhav case, *supra* note 1, p. 455.
- (85) Crawford, *supra* note 71 p. 213.
- (86) Jadhav case, *supra* note 1, pp. 456-457.
- (87) ICJは高等裁判所による審理の条件となる“coram non iudice”、“mara fides including malice in law”については説明をしていないが、ここで引用されているパキスタン最高裁の判決によれば、前者は裁判所が管轄権を持たない場合のほか、当該訴訟にかかわる資格のない裁判官による裁判を含む、裁判所が適切に構成されていない場合を指すものとされており、後者については、mara fidesは悪意を意味し、行為者が当該行為の相手方を害する目的、または誰かを利する目的をもって、個人的な動機で行為を行うことを意味するとされている。そして malice in law は、法に基づかないことを意味するとされる。*Said Zaman Khan v Pakistan*, Civil Petition No. 842 of 2016, Decision of the Supreme Court of Pakistan on 29 August 2016, paras. 73-81, reprinted in Counter-Memorial of the Islamic Republic of Pakistan, vol. 4, pp. 333-339.
- (88) Jadhav case, *supra* note 1, pp. 456-457.
- (89) *Ibid.*; Counter-Memorial of Pakistan, vol. 4, pp. 333, 371.
- (90) *Abdur\_Rashid v. Federation of Pakistan, Peshawar High Court*, Writ Petition 536-P of 2018, October 18, 2018, available at <https://peshawarhighcourt.gov.pk/PHCCMS/judgments/wp536-2018-finaljudgemnt.pdf>.
- (91) 2019年1月に公表された国際法律家協会 (International Commission of Jurist) のレポートによれば、当時最高裁は口頭弁論のために高等裁判所判決の執行 (operation) を停止していた。International Commission of Jurist, *Briefing Paper on Military Injustice in Pakistan*, (2019), available at <https://www.icj.org/wp-content/uploads/2019/01/Pakistan-military-courts-Advocacy-Analysis-brief-2018-ENG.pdf>. (Briefing Paper). 2022年5月20日現在、この事件に進展があったのかは、パキスタン最高裁のホームページなどからも確認できず、不明である。インドはICJにおける口頭弁論の中で、パキスタンが最高裁に上告していることを理由に、Peshawar 高等裁判所の判決は再審および再検討が可能であることの証拠にはならないと主張し (Verbatim Record, CR2019/3, para. 105.)、パキスタンはこれに対し、最高裁に上告したことが、高等裁判所が再審および再検討のための管轄権を失わせるわけではないとして、インドの主張に反論していた。Public sitting held on Thursday 21 February 2019, at 4:30 p.m., at the Peace Palace, President Yusuf presiding, in the Jadhav case (India v. Pakistan), Verbatim Record, CR 2019/4, paras. 39-55.
- (92) Counter-Memorial of Pakistan, pp. 131-133.
- (93) *Ibid.*, p.456.
- (94) Request for Interpretation of the Judgment of 31 March 2004 in the Case concerning Avena and Other Mexican Nationals (Mexico v. United States of America) (Mexico v. United States of America), Judgment, *I.C.J. Reports 2009*, p. 10.
- (95) Jadhav case, *supra* note 1, p. 457.
- (96) *Ibid.*
- (97) *Ibid.*
- (98) 石塚「前景論文」(注5)227頁。
- (99) もっとも、LaGrand事件やAvena事件においてICJがVCCR第36条の法的性質をどのように捉えていたかは必ずしも明確ではなく、それゆえJadhav事件におけるICJの指摘が、VCCR第36条の法的性格やそれに伴う解釈の変化を認めたものであるかについては明言できない。
- (100) The International Court of Justice (Review and Re-consideration) Ordinance (Ordinance VI of 2020), available at, [https://na.gov.pk/uploads/documents/1595862422\\_699.pdf](https://na.gov.pk/uploads/documents/1595862422_699.pdf).
- (101) 報道によれば、2021年6月10日に下院に法案が提出され、可決されたものの、上院である元老院では可決されず、2021年11月に両院協議会 (joint sitting) において改めて法案が提出され、可決された。“Pakistan's Parliament enacts law to give Kulbhushan Jadhav right to file review appeal against conviction”, (17 November 2021), at <https://>

- www.thehindu.com/news/national/pakistans-parliament-enacts-law-to-give-kulbhushan-jadhav-right-to-file-review-appeal-against-conviction/article37544783.ece .
- (102) “Give India another chance to appoint lawyer for Kulbhushan Jadhav, says Pakistan court”, available at, <https://indianexpress.com/article/pakistan/pakistan-court-orders-govt-to-give-another-chance-to-india-to-appoint-lawyer-for-kulbhushan-jadhav-6537678/>
- (103) Secretary, Ministry of Law and Justice v. Federation of Pakistan, Islamabad High Court, Order of 3 August 2020, available at, [https://mis.ihc.gov.pk/attachments/judgements/Misc\\_Pet\\_1\\_2020\\_\\_\\_\\_\\_637320722909807471.pdf](https://mis.ihc.gov.pk/attachments/judgements/Misc_Pet_1_2020_____637320722909807471.pdf) .
- (104) Secretary, Ministry of Law and Justice v. Federation of Pakistan, Order of 3 September 2020, available at, [https://www.livelaw.in/pdf\\_upload/pdf\\_upload-380909.pdf](https://www.livelaw.in/pdf_upload/pdf_upload-380909.pdf) .
- (105) Ministry of External Affairs of India, “Transcript of Virtual Weekly Media Briefing by the Official Spokesperson (17 September 2020)”, available at <https://www.mea.gov.in/media-briefings.htm?dtl/33008/transcript+of+virtual+weekly+media+briefing+by+the+official+spokesperson+17+september+2020> .
- (106) Secretary, Ministry of Law and Justice v. Federation of Pakistan, Islamabad High Court, Order of 6 October 2020, available at, [http://mis.ihc.gov.pk/attachments/judgements/Misc\\_Pet\\_1\\_2020\\_\\_\\_\\_\\_06-10-2020\\_\\_\\_\\_\\_637320722909807471.pdf](http://mis.ihc.gov.pk/attachments/judgements/Misc_Pet_1_2020_____06-10-2020_____637320722909807471.pdf) . この命令についての報道では、Jadhav の代理人をインドが選任しない場合にイスラマバード高裁が自ら代理人を選任することが ICJ 判決との関係で問題がないかを司法長官に尋ねたとされているが、命令本文ではそのようなことは明言されていない。“India failed to appoint lawyer to represent Jadhav: Pak court informed”, available at, <https://indianexpress.com/article/india/india-failed-to-appoint-lawyer-to-represent-jadhav-pak-court-informed-6705592/> .
- (107) Ministry of External Affairs of India, “Transcript of Virtual Weekly Media Briefing by the Official Spokesperson (January 28, 2021)”, available at, <https://www.mea.gov.in/media-briefings.htm?dtl/33460/transcript+of+virtual+weekly+media+briefing+by+the+official+spokesperson+january+28+2021> .
- (108) Secretary, Ministry of Law and Justice v. Federation of Pakistan, Order of November 18, 2021, available at, [https://mis.ihc.gov.pk/attachments/judgements/118621/3/Misc.\\_Petition\\_No.01\\_of\\_2020\\_637510766018889442.pdf](https://mis.ihc.gov.pk/attachments/judgements/118621/3/Misc._Petition_No.01_of_2020_637510766018889442.pdf) .
- (109) Ministry of External Affairs of India, “Official Spokesperson’s response to media query on Pakistani law enacted to bring into effect the judgement of the International Court of Justice (ICJ) in the Kulbhushan Jadhav case, November 18, 2021”, available at, <https://www.mea.gov.in/response-to-queries.htm?dtl/34516/official+spokespersons+response+to+media+query+on+pakistani+law+enacted+to+bring+into+effect+the+judgement+of+the+international+court+of+justice+icj+in+the+kulbhushan+jadhav+case> .
- (110) 命令本文は入手できないため、命令の内容は報道による。<https://timesofindia.indiatimes.com/world/pakistan/pakistan-asks-india-to-appoint-lawyer-to-represent-kulbhushan-jadhav/articleshow/82106891.cms> .
- (111) Kolb は、常設国際司法裁判所判決の履行義務を定めた国際連盟規約第13条4項に規定されていた「誠実に (in good faith)」の文言は、現在の国連憲章第94条には明記されていないが、国連憲章第2条2項に規定される憲章上の義務の誠実な履行の原則が第94条についても当てはまるとし、判決の履行に際して当事国 (parties) の協力が求められると述べる。R. Kolb, *The International Court of Justice*, (2013), p. 838.
- (112) また、判決の内容の解釈について新たに紛争が生じれば、ICJ 規程第60条に基づいて、解釈請求を行うこともできる。
- (113) 阿部浩己「国際法の人権化」国際法外交雑誌 114巻4号 (2013年) 10-21頁。
- (114) Petit de Gabriel, *supra* note 41, pp. 19-21.
- (115) 薬師寺公夫「国際司法裁判所による人権保護」国際問題680号 (2019年) 30頁。
- \* 上記注中の URL はすべて2022年5月16日に確認したものである。